



お客様各位

オーイーシーフレイトジャパン株式会社
2010年1月

米国 Importer Security Filing (ISF) [10+2 ルール] についてのご案内

拝啓

貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。
平素より弊社サービスをご利用いただきましてありがとうございます。

さて、米国 Importer Security Filing (ISF) [10+2 ルール]について以下の通りご案内させていただきます。
この1月26日より本格適用が始まります。米国輸入者の提出義務に支障のないようご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

(1)ISF とは？

米国税関及び米国国境警備局(US Customs and Boarded Protection /CBP)によるセキュリティルール。アメリカの輸入者様に必要情報を船積み24時間前までに CBP 宛へ提出する義務を課すものです。

(2)いつから開始？

2009年1月26日(本船積み地入港日)より罰則なしの試行が開始されました。
2010年1月26日より本格適用が始まります。

今年の1月26日より、不履行などの違反者に対して、罰金や船積み差し止め、荷揚げ拒否などの罰則が課せられることとなります。提出の責任自体はアメリカの輸入者様にありますが、必要な情報の中には積み出し地側のもも含まれております。事前にアメリカの輸入者様とご確認の上、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(3)データ送信が必要な貨物は？

- ・アメリカ向けのすべての海上貨物(バルク貨物を除く) → [10+2]項目の提出が必要
- ・アメリカに寄港する本船に積載される貨物(FROB) → [5+2]項目の提出が必要
- ・アメリカで積み替えられる貨物(I&E) → [5+2]項目の提出が必要
- ・アメリカで保税転送後輸出される貨物(T&E) → [5+2]項目の提出が必要

(4)誰が必要な情報を送信するの？

- ・アメリカ向け貨物[10+2] → アメリカの輸入者様、もしくはその代理人様に提出義務があります。
- ・アメリカを経由する貨物[5+2]→ 船社または NVOCC に提出義務があります。

ただ、米国税関ヘデータを送信するシステムが必要となるので、実際にはアメリカの輸入者様が現地の通関業者や NVOCC へご依頼いただく形になると思われます。

そして、日本側で確認すべき情報も多く、また送信タイミングが船積み前24時間のため、本船の動静についても確認が必要ですので、ネットワークを持つNVOCCへご依頼いただくのが一番ご安心いただけるように思われます。

OECは、アメリカでの輸入通関業務もでき、アメリカの輸入に必要な「AMS + ISF + ABI」を一貫して取り扱うことが可能です。また、広くネットワークを持っていますので、三国間貿易のアメリカ向け貨物でも安心しておまかせください。

(5) どのような情報が必要なの？

<1> アメリカ向け貨物について [10+2]

船積24時間前までに申告が必要な項目

- 1, Seller Name and Address (販売者の名前と住所)
- 2, Buyer Name and Address (買い主の名前と住所)
- 3, Importer of Record Number/FTZ Applicant Identification Number (輸入業者登録番号/FTZ 申告番号)
- 4, Consignee Number (荷受人番号)

船積24時間前までに申告が必要な項目、ただし最初の米国寄港地到着24時間前まで修正可能

- 5, Ship to Party Name and Address (送り先の名前と住所)
- 6, Manufacturer (Supplier) Name and Address (製造者の名前と住所)
- 7, Country of Origin (商品の原産国)
- 8, Commodity of HTSUS number (貨物の米国 HS Code)

最初の米国寄港地到着24時間前までに申告が必要な項目

- 9, Container Stuffing Location (コンテナ・パッキング場所の名前と住所)
- 10, Consolidator (混載業者もしくは、コンテナをパッキングするかそのアレンジするもの名前と住所)

※船社が提出する必要がある情報

- 1, Vessel Stow plan (船積み計画書)
- 2, Container Status Message (コンテナ状況メッセージ)

<2> アメリカを経由する貨物について [5+2]

船積24時間前までに申告が必要な項目

- 1, Booking Party Name and Address (予約者の名前と住所)
- 2, Foreign port of unloading (外国の最終積み降ろし港)
- 3, Place of delivery (貨物引渡し場所)
- 4, Ship to Party Name and Address (送り先の名前と住所)
- 5, Commodity of HTSUS number (貨物の米国 HS Code)

※船社が提出する必要がある情報

- 1, Vessel Stow plan (船積み計画書)
- 2, Container Status Message (コンテナ状況メッセージ)

今後、内容が変更されることも十分予想されますので、ご留意いただけますようお願いいたします。

また、上記の通り必要な情報の中には積み出し地側のものも多く含まれております。事前にアメリカの輸入者様とご相談いただき、情報の提供にご協力くださいますようお願いいたします。

もしご不明な点がございましたら、何でもお気軽に弊社(Tel: 078-327-1085)までご連絡ください。

敬具